

# 下水道工事特記仕様書

(開削工)

平成 6 年 4 月  
平成 11 年 4 月改訂  
平成 12 年 4 月改訂  
平成 15 年 4 月改訂  
平成 17 年 4 月改訂  
平成 18 年 4 月改訂  
平成 23 年 4 月改訂  
平成 26 年 4 月改訂  
令和 2 年 4 月改訂

愛知県稲沢市上下水道部

## 目 次

- 1 総則
- 2 一般事項
- 3 土工
- 4 土留工
- 5 管布設工
- 6 組立マンホール設置工
- 7 取付管布設工
- 8 副管設置工
- 9 水替工
- 10 舗装復旧工
- 11 管内調査工
- 12 施工管理基準
- 13 様式

## 1 総 則

### [適用]

1. この仕様書は、稲沢市上下水道部下水道課の施行する下水道工事（開削）に適用する。
2. この仕様書に記載されていない事項は、愛知県建設部監修「土木工事標準仕様書」及び「土木工事現場必携」に準ずるものとする。
3. 特殊な工事については、別に定める仕様書によるものとする。
4. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

### [施工計画書]

1. 工事实施に必要な施工計画書を工事着手前に監督員に提出しなければならない。なお、監督員が特に指示した事項については更に、詳細な施工計画書を提出しなければならない。
2. 施工計画の内容に工程進捗に係る重要な変更が生じた場合には変更に関連するものについて変更計画書を提出しなければならない。

## 2 一 般 事 項

1. 設計図書及び仕様書に示されなくても施工上当然必要な事柄については監督員の指示を受け施工し、後日、手戻りのないようしなければならない。
2. 工事着手前及び工事中必要に応じて、工事内容等について周辺住民及び通行者に周知し、協力を求めるため、必要な措置を講じなければならない。
3. 工事箇所の既設地下埋設物の調査は入念に行い、必要により各施設管理者と協議の上、試掘を実施しかつ工事中破損のないよう施工しなければならない。なお、その結果を監督員に報告しなければならない。
4. 取付管の位置は予め調査してあるが、施工前に権利者と立会い再度確認及び「公共汚水ます等設置申請書」に立会者双方記名の上、施工しなければならない。また、記名した申請書を監督員に提出しなければならない。

5. 施工上、街路樹が支障となった場合は、監督員の指示に基づき移植しなければならない。なお、移植により枯れた場合は同等のものを補植しなければならない。
6. 掘削深さが過掘にならないよう施工しなければならない。なお過掘になったときは、基礎材を使用して埋戻し、十分締め固めなければならない。
7. 床付基面に不良土質が現れた場合は監督員と協議の上処理しなければならない。
8. 土留工及び水替工は設計図書、仕様書に基づいて施工し、土質の変化等現場の状況に応じて必要ある場合は監督員の承諾を受け掘削中及び掘削後の付近地盤の沈下を防止するよう、安全な方法をとらなければならない。なお、被害が生じる恐れがある場合は建物等事前調査等を実施し整備しておかなければならない。
9. 工事施工順序は閉塞する住宅、道路がないよう隣接工区と調整の上施工しなければならない。
10. 工事は即日埋戻し、交通開放を原則とし、施工上やむを得ない場合は監督員の承諾を得て覆工板等を設置し、通行者に分かるように保安設備を設置しなければならない。ただし、重機、資材等は現場に残置してはならない。
11. 工事現場のイメージアップに努めるものとする。

### 3 土 工

#### [掘削]

1. 掘削する区域及び延長は交通対策、施工能力等を考慮して決めなければならない。
2. 掘削は周辺環境への影響を少なくするため、関連法令に定めのある機械、工法を選定しなければならない。
3. 掘削土は道路上に堆積してはならない。
4. 仮置場等は周辺環境を損なうことなく、また危険のないように対策を講じなければならない。

#### [埋戻し]

1. 埋戻しは管布設後ただちに行わなければならない。

2. 埋戻しの土砂は、設計図書に記載されたものとするが、在来土試験が設計図書に記載されている場合は、在来土の利用可否の判断資料として試験により資料を採取し設計図書に記載された試験を行うこと。試験結果については、試験終了後監督員に提出し在来土の利用可否について協議すること。
3. 管の天端から30cmまでは、管に衝撃を与えないよう注意しながら、両側を同時に埋戻し、一層の厚さが20cmを超えない範囲で一層ごとに木蛸の類により十分締め固め等を行って管の下端へ十分に埋戻し材がまわり込むようにしなければならない。
4. 前項の埋戻しが完了した後、掘削機械等により管に影響を与えないよう土砂を投入し、これを人力により敷均し、一層の厚さが20cmを超えない範囲で一層ごとにタンパ等を用いて十分に締め固める。なお、機械による埋戻しについては、管の天端より30cmを超え影響を与えない範囲までは投入高を50cm以下とし、それを超える部分の投入高は150cm以下としなければならない。
5. 掘削溝内に埋設物がある場合には、埋設物管理者との協議に基づく防護を施し埋設物付近の埋戻し工が将来沈下しないようにしなければならない。
6. 埋戻し後舗装復旧までの期間は常に路面の点検を行ない、その補修は速やかに行なわなければならない。

#### [残土処理]

1. 残土は設計図書又は特記仕様書に明示又は監督員の承諾を得た場所へ搬出するものとする。
2. 土砂の運搬は付近及び運搬経路の沿線の民家及び諸車の通行等に迷惑のかからないように行ない、土砂が散乱しないように注意しなければならない。

## 4 土 留 工

#### [一般]

1. 掘削作業を行う場合は掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し掘削の深さ、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討した上で土留工の型式を決定し施工しなければならない。
2. 切土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが1.5mを超える場合には原則として土留工を施工

しなければならない。

3. 土留・支保工は、変形や位置ずれにより、安全性が損なわれないよう十分注意するとともに、十分な強度を有するものとする。
4. 土留・支保工は、根入れ、応力、変位に対して安全であることを確認すること。
5. 土留・支保工の施工にあたっては、土留・支保工の設計条件を十分理解した者が施工管理にあたること。
6. 土留・支保工は、施工計画に沿って所定の部材の取付けが完了しない場合は、次の段階の掘削を行ってはならない。
7. 土留・支保工の材料は、ひび割れ変形又は腐れのない良質なものと、事前に十分点検確認を行うこと。
8. 矢板の引き抜き穴は、砂等で入念に充填しなければならない。

#### [アルミ矢板・簡易鋼矢板・軽量鋼矢板]

1. 矢板は、ひび割れ、変形等損傷のないものを使用し、使用する毎に十分性能をチェックすること。

#### [たて込み簡易土留]

1. たて込み簡易土留の建込みはクレーン機能付バックホウを使用しなければならない。
2. たて込み簡易土留機材の引抜きは、トラッククレーン等（門型クレーンを含む。）で施工しなければならない。
3. 機材の引抜きは締固め厚さ毎に引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行い、監督員の検査を受けるか又は写真確認ができるよう管理しなければならない。
4. バックホウの建込み作業又はクレーンによる引抜き作業中は運転者と作業員の連携をよくするため合図者を置かなければならない。
5. 建込み作業中バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。
6. スライドレールの押込みはジャッキの傾斜が上下5度を超えないように左右均等に行うこと。
7. パネル背面に空隙が生じた場合は、すみやかに砂等を充填し、背面

地山の崩壊を防止しなければならない。

#### [矢板・鋼矢板]

1. 矢板の運搬、保管にあたっては、変形を生じないようにしなければならない。
2. 矢板の打込み順序及び方法、矢板の施工法線、矢板の切断、引抜き等については、施工計画書に基づき十分注意して施工しなければならない。

#### [支保工]

1. 支保工は掘削後ただちに設置し、山留材と地山との間に間隙が生じないように入念に施工しなければならない。
2. 切梁は座屈に十分耐えるものを使用し、施工中にゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。なお、切梁には腹起しからくる土圧以外の荷重をかけてはならない。
3. くい、矢板と腹起しとの間隙には、次の掘削にかかる前に、間隙の全面にわたって、くさび又はコンクリートを充填し、矢板の移動を防止しなければならない。
4. 切梁の撤去は、切梁以下の埋戻土が十分に突き固められた段階で行い、矢板に無理な応力や移動が生じないようにすること。

#### [路面覆工]

1. 覆工施設の構造、耐力計算及び施工方法については、設計図書に明記している場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱及び労働安全衛生規則によらなければならない。

## 5 管布設工

#### [一般]

1. 管材料は、(社)日本下水道協会の認定工場の製品を使用すること。
2. 現場への管材搬入量は、1日の施工分の数量までとすること。
3. 管の運搬、積み下ろし、保管は、管及びジョイントが損傷しないような手段を講じて行うこと。

#### [表示]

1. 管の天端+500mmの位置に表示ビニールテープ（茶色、二重折込み）を布設すること。現場条件などにより規定の位置に設置することが出来ない場合は、監督員と協議の上、位置を決定すること。

#### [基礎工]

1. 基礎材はごみ、どろ、有機物その他有害物を含まないものを使用しなければならない。

#### [陶管の布設]

1. 管の吊り降ろしはロープ等を用いて管及びジョイントに傷をつけないよう適切に行わなければならない。
2. 管の敷設方向は、管の受口部を上流側に向け、管路の下流側から上流側に向かって敷設しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。
3. 陶管の接合は以下の手順に従って行うものとする。
  - (1) 接合箇所ของ基床部にあらかじめ継手掘りを行う。
  - (2) 接合面は良く清掃し、滑材を塗布する。
  - (3) 接合は管頂マークを上にして接合機又はてこ棒を用いて確実に行う。
  - (4) 管を正確に据付ける。
  - (5) 仮固定を行う。
  - (6) 継手掘り部に基礎材料の充填を行う。
4. 滑材は、ワックスあるいは植物性油脂でエマルジョン系の水溶液又はそれに準ずるものとする。
5. 管据付け終了後は必ず管内部をのぞき、管の通り及び接合した管が抜けていないか確認すること。
6. 管が移動しないようにたる木又は土のう等で仮固定を行った後は、継手掘り箇所及び管底側部を基礎材料で充填し突き棒で十分突き固めること。
7. 接合にててこ棒を使用するときは、受口部に必ず木片をあてること。
8. 管を切断する場合は陶管カッター等を使用し、切り口の角を砥石等で面取りをしなければならない。切管の最小長さは、有効長で呼び径以上とする。
9. 勾配調整及び仮固定で使用したたる木又は土のう等は埋戻し前に必ず撤去すること。

#### [下水道用硬質塩化ビニル管の布設]

1. 管は、ゴム輪受口付きとする。
2. 管を屋外に保管する場合は、平坦な場所に不透明シート等で直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないようにしなければならない。
3. 管の敷設方向は、管の受口部を上流側に向け原則として管路の下流側から上流側に向かって敷設すること。
4. 管の接合は以下の手順に従って行うものとする。
  - (1) 接合箇所 of 基床部にあらかじめ継手掘りを行う。
  - (2) 接合部を良く清掃し、滑材を塗布する。
  - (3) 挿入機又はてこ棒を用いて、管軸を合わせて標線位置まで挿入する。
  - (4) 管を正確に据付ける。
  - (5) 仮固定を行う。
  - (6) 継手掘り部に基礎材料の充填を行う。
5. 滑材は硬質塩化ビニル管用滑材を使用し、グリス、油等は使用してはならない。
6. 管据付け終了後は必ず管の内部をのぞき、管の通り及びゴム輪の離脱がないか確認すること。
7. 管が移動しないようにたる木又は土のう等で仮固定を行った後は、継手掘り箇所及び管底側部を基礎材料で充填し突き棒で十分突き固めること。
8. 接合にてこ棒を使用するときは、受口部に必ず木片をあてること。
9. 管の切断は、くいちがいを生じないよう正確に行い、切断面を平滑に仕上げる。切り口の角を面取りし、標線を記入する。
10. 本管と取付管との接続は必ず支管を使用し、管の削孔は専用ホルソー等で行うこと。また、接合は樹脂系接合剤を使用し硬化するまで静置しなければならない。早急に埋戻す必要がある場合は番線で十分締め付け圧着しなければならない。

#### [下水道用リブ付硬質塩化ビニル管の布設]

1. 管のトラック運搬は、原則として長尺荷台のトラックを用い、受口と差し口を交互に千鳥積みにしてロープなどで適切に固定し管が荷台のかどに直接当たらないようクッション材で保護すること。

2. トラックからの積み降ろしに際しては、管を放り投げたり衝撃を与えてはならない。また、小運搬のときは両端をもって運ぶようにし、管をすべらせたり引きずったりしてはならない。
3. 管を屋外に保管する場合は、平坦な場所に不透明シート等で直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないようにしなければならない。
4. 管の敷設方向は、管の受口部を上流側に向け原則として管路の下流側から上流側に向かって敷設すること。
5. 管の接合は以下の手順に従って行うものとする。
  - (1) 接合箇所 of 基床部にあらかじめ継手掘りを行う。
  - (2) 接合部を良く清掃し、滑材を塗布する。
  - (3) 挿入機又はてこ棒を用いて、管軸を合わせて標線位置まで挿入する。
  - (4) 管を正確に据付ける。
  - (5) 仮固定を行う。
  - (6) 継手掘り部に基礎材料の充填を行う。
6. 滑材は硬質塩化ビニル管用滑材を使用し、グリス、油等は使用してはならない。
7. 管据付け終了後は必ず管の内部をのぞき、管の通り及びゴム輪の離脱がないか確認すること。
8. 管が移動しないようにたる木又は土のう等で仮固定を行った後は、継手掘り箇所及び管底側部を基礎材料で充填し突き棒で十分突き固めること。
9. 接合にてこ棒を使用するときは、受口部に必ず木片をあてること。
10. 管の切断は、くいちがいを生じないように正確に行い、切断面を平滑に仕上げる。切り口の角を面取りし、標線を記入する。
11. 本管と取付管との接続は必ず支管を使用し、管の削孔は専用ホルソー等で行うこと。また、接合は樹脂系接合剤を使用し硬化するまで静置しなければならない。早急に埋戻す必要がある場合は番線で十分締め付け圧着しなければならない。

#### [施工中の措置]

1. 1日の作業後は、管接合部のジョイントを保護するため、また不意の降雨に対処するため必ず専用キャップをすること。

## 6 組立マンホール設置工

#### [一般]

1. 材料は、（社）日本下水道協会の認定工場の製品を使用すること。
2. マンホール蓋は、稲沢市型下水道用グランドマンホール蓋仕様書によること。
3. 組立マンホール部材は、外力による変位や漏水が生じない構造で、将来の路面変化に対応が容易なものでなければならない。
4. マンホールは図面に示された位置に設置しなければならない。設置できない場合は監督員と協議すること。

#### [基礎工]

1. 基礎材は、その目的に適合した良質のものを使用し、規定の厚さに仕上げなければならない。

#### [組立マンホール]

1. 組立マンホールの据付は、部材の端部を壊さないよう、専用の吊具を使用し、吊り降ろしにはクレーン機能付バックホウ又はクレーンを使用して設置しなければならない。
2. 使用する製品により、部材継手部の構造などに特色があるためその製品の施工仕様を十分把握し、その仕様に合った施工をしなければならない。
3. マンホール天端の仕上がり高さ及び勾配は、道路面の表面勾配に合致するように仕上げなければならない。
4. 将来の路面の変化に対応するため、調整リングは必ず使用すること。この場合最小厚を10cmとする。
5. 調整金具は、調整高0でも1枚使用すること。なお、調整金具による調整高は5cm未満とする。
6. 組立マンホールのマンホール蓋設置における調整モルタルは、必ず無収縮モルタルを使用すること。
7. 埋戻しは、本管取付部のモルタル及び外副管コンクリートが十分硬化した後でなければ行ってはならない。
8. 削孔する場合、製品メーカーと協議の上、部材端部及び削孔部からの離隔を確保すること。

#### [管の取付け]

1. マンホールに取付ける管は、内壁に一致させ滑らかに仕上げなければならない。また、管の底部は上下流の管に落差のない場合でも、上流管の高さを下流管より1cm程度高く布設すること。
2. マンホールと本管の接合部には、可とうジョイントを使用することを原則とする。

#### [インバート]

1. インバートは、下流管の縦断勾配に合わせ半円形に仕上げなければならない。ただし、管底高にあまり段差がない場合は、監督員の承諾を得て上下流管底を結ぶ線としても良い。
2. インバート高さは下流管径の1/2以上とし、肩から壁面に向かって10度程度の上り勾配をつけること。
3. インバートの幅は、上下流管を結ぶ線の幅とする。
4. モルタルにおいては管内部まで施工しないこと。

#### [足掛金物]

1. 足掛金物は、十分な強度を持った鋳鉄等に樹脂被覆されたもので、足掛け部分にすべり止め加工がされたものでなければならない。
2. 足掛金物の取付けは、垂直方向に30cm間隔に配置し、堅牢かつ水密性を有する方法によらなければならない。

## 7 取付管布設工

#### [施工]

1. 取付管の布設は、「5管布設工」によらなければならない。
2. 取付管の施工は、設計図面によらなければならない。
3. 取付管は、あらかじめ権利者の承諾を得た位置に設置し、勝手に変更してはならない。
4. 取付管の布設方向は原則として本管に対して直角とする。勾配は1/100より緩くしてはならない。

5. 取付け位置は、本管の中心線より上方に取付けなければならない。
6. 宅地側のキャップは確実に取付け、脱却や漏水のないようにすること。
7. 枝付管の接合部は、曲げ荷重を受けやすいので、接合部の周囲は特に入念につき固めなければならない。
8. 取付け位置の変更により不要となった取付管口は、監督員の指示による方法で閉塞しなければならない。
10. 工事完了後、取付け管の位置を標示するため指定の埋設鋏を設置すること。

[本管が陶管のとき]

1. 本管の取付け部には枝付管を使用し、P型パッキングで確実に接合すること。

[本管が下水道用硬質塩化ビニル管のとき]

1. 本管のせん孔においては、専用のせん孔機を使用すること。
2. 支管の接合においては、接合部を清掃し、樹脂系接合剤を均一に塗布して、番線で十分に締め付け圧着すること。
3. 管内にはみ出した接合剤は十分に拭き取ること。

## 8 副管設置工

[一般]

1. 本管と副管との継手方法は監督員の承諾を得ること。

## 9 水替工

[一般]

1. 道路又は作業通路上に排水管を設置する場合は、歩行者、車両通行などの障害にならないよう措置を講ずること。
2. 排水に当っては、最寄りの排水施設又は河川等への当該管理者の許可を得て排水し、必ず沈殿槽などを設け、放流先に土砂が流出しないようにしなければならない。土砂が堆積した場合はすみやかに取り除

くこと。また、水音の発生を抑えるため放流口はできる限り低くすること。

3. 使用機器は低騒音のものを使用し、できる限り人家等から離れた場所に設置しなければならない。

#### [ウェルポイント工]

1. ウェルポイント工の施工期間を通して、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。
2. 施工期間を通して、工事現場及び周辺地域の地下水位並びに地表面、構造物等の変状を定期的に測定することにより、異常の有無を監視しなければならない。周辺に危険を及ぼすおそれが認められたときは、監督員と協議し、直ちに原因の調査及び保全上の措置を講じなければならない。
3. ウェルポイント等の引抜き穴は、砂等で入念に充填しなければならない。舗装穴は、周囲と同等のもので復旧すること。

#### [釜場排水]

1. かま場、集水溝、ポンプ汲場などにより、掘削底面を軟弱化したり洗掘しないようにしなければならない。

## 10 路面復旧工

#### [一般]

1. 路面復旧は、設計図書に基づき復旧するものとする。
2. 復旧は、監督員の指示があった場合すみやかに施工すること。

#### [下層路盤]

1. 路盤材料は、20cm以下の厚さ毎に均一に敷き均し、均一な支持力が得られるよう最適含水比の付近の状態ですばやく締め固めなければならない。
2. 締め固め密度試験を実施すること。

#### [表層]

1. 1回運ぶアスファルト混合物は、作業能力に見合った量とし、冷めた混合物は使用してはならない。
2. アスファルト混合物が現場に到着したら、直ちに所定の厚さに均一に敷き均し、所定の密度が得られるように十分締め固める。人力敷き均しの場合でもできる限り平坦に仕上げなければならない。
3. 既設舗装に亀裂等不良箇所がある場合はその部分も取り除き、あわせて復旧すること。

[乗入れ部]

1. 蓋掛け部分は段差のないようにすり付け、蓋が取り外せるように縁切りを施工すること。
2. 歩道乗入れ箇所は、地先権者に時期等の承諾を得た後施工すること。

[区画線]

1. 区画線の復旧は路面復旧後すみやかに行うこと。

## 11 管内調査工

[一般]

1. 調査は、監督員が指定した日までに行ない、すみやかに報告書を提出すること。
2. 調査は、テレビカメラによる調査を原則とする。
3. 調査にあたっては、管口を傷めないようガイドローラー等を使用する等必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分注意すること。
4. 調査は、善良で、調査に関して十分な技術的知識と経験を有する専門業者に行なわせること。

[調査範囲]

1. 本管内及びマンホール内のほか、監督員の指示する箇所とする。

[調査項目]

1. 調査は、管の破損、クラック、継手のずれ、たるみ・だ行、浸入水、取付管継手材の脱却、モルタル付着、その他の項目について行なうこ

と。

#### [調査方法]

1. 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し調査の精度を高めること。
2. 本管の調査は原則として上流から下流に向けテレビカメラを移動させながら行なうこと。
3. 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック取付管口等に十分注意しながら全区間撮影（カラー）し、DVDに収録すること。本管継手部、取付管口及び異状箇所については側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVDに収録すること。
4. 本管内の異状箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
5. 管内に異状が発見された場合は、DVDと別にモニターから写真撮影（カラー）を行なうものとする。

#### [報告書]

1. 調査結果は、別紙の報告書により提出すること。
2. 調査結果をテレビモニターからDVDに収録する場合は記録メディアをDVD-Rとし、ビデオモードにて収録後ファイナライズするものとする。
3. 提出する報告書、DVD、写真には、年度、工事名、工事場所、調査期間、発注者名、受注者名、調査機関名等を記入すること。また、背表紙にも年度、工事名、工事場所、受注者名等を記入すること。

## 12 施工管理基準

#### [構成]

1. 施工管理の構成は次のとおりとする。
  - (1) 工程管理
  - (2) 出来形管理
  - (3) 品質管理
  - (4) 写真管理
  - (5) 段階確認及び施工状況把握

#### [管理の実施]

1. 測定（試験）等は、工事の施工と平行して管理の目的が達せられるようすみやかに実施すること。
2. 測定（試験）等の結果は、その都度逐次管理図表等に記録し、監督員の指示があった場合すみやかに提出できるよう適切な管理を行うこと。

#### [工程管理]

1. 工程管理は、工事内容に応じた方式により作成した実施工程表及び週間工程表等により管理するものとし、必要に応じて提示するものとする。

#### [出来形管理]

1. 出来形管理は、愛知県建設部監修「土木工事標準仕様書」により管理するものとする。
2. 出来形の規格値は、愛知県建設部監修「土木工事標準仕様書」に示すものとする。
3. 設計寸法と出来形寸法の差は規格値を外れてはならない。また規格値の項目のうち、基準高については設計図書に明記されたもののみ適用する。

#### [品質管理]

1. 品質管理は、愛知県建設部監修「土木工事標準仕様書」の品質管理基準により実施するものとする。その他品質管理を必要とする事項については監督員と協議すること。

#### [写真管理]

1. 写真管理は、施工管理の手段として、工事の施工段階及び工事完成後、明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、整理しておくものとする。
2. 工事写真の撮影は、愛知県建設部監修「土木工事標準仕様書」に示すものを標準とする。
3. 工事写真の撮影は、特に撮影時期を逸しないよう注意しなければならない。写真を撮影したら、できるだけ早く現像し、目的にあった写真が撮れているか否かを調べ、後日失敗、撮り忘れないようにしなければならない。

#### [段階確認及び施工状況把握]

1. 段階確認及び施工状況把握は、別表の「段階確認及び施工状況把握一覧表」に示すものとする。

### 13 様 式

- |       |               |
|-------|---------------|
| 様式下－1 | 管路出来形測定成果表    |
| 〃－2   | 取付け管出来形成果表    |
| 〃－3   | 組立マンホール出来形成果表 |
| 〃－4   | 調査結果報告書       |
| 〃－5   | 調査記録表（参考様式）   |
| 〃－6   | 補修報告書         |



## 管内調査記録表記載要領

- 1 管種は略号を記入する。
- 2 管径は呼び径を記入する。(単位 mm)
- 3 マンホール間距離は実測値を記入する。(単位 m、少数2位)
- 4 勾配は実測による数値を記入する。(単位 ‰、少数1位)
- 5 マンホール種別は略号又は内径を記入する。
- 6 マンホール深は実測値を記入する。(単位 m、少数2位)
- 7 管頂深は上流マンホールは下流側、下流マンホールは上流側を記入する。(単位m、少数2位)
- 8 マンホール蓋種別は材質及び耐荷重を記入する。
- 9 マンホール内点検はマンホール内の異状内容、ステップ数を記入する。
- 10 管割り図を記入する。距離は上流マンホール中心からの距離とする。(単位 m、少数2位)
- 11 各部の内容は異状が見受けられれば、程度にかかわらず全て記入すること。また、数値も記入すること。
- 12 占用位置は該当する番号に○を付けること。
- 13 異状内容のランクは次のとおりとする。その他は下記に準ずるものとする。

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目				
	1) 管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向のたるみ	管きよ内径 700mm 未満	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満
		管きよ内径 (700mm 以上 1650mm 未満)	内径の 1/2 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/4 未満
		管きよ内径 (1650mm 以上 3000mm 以下)	内径の 1/4 以上	内径の 1/8 以上	内径の 1/8 未満

管一本ごと	ランク		a	b	c
	項目				
管一本ごと	管の破損	鉄筋 コンクリート管 等	欠落 軸方向のクラックで 幅5mm 以上	軸方向のクラックで 幅2mm 以上	軸方向のクラックで 幅2mm 未満
		陶管	欠落 軸方向のクラックが 管長の1/2以上		
管一本ごと	管のクラック	鉄筋 コンクリート管 等	円周方向のクラックで 幅5mm 以上	円周方向のクラックで 幅2mm 以上	円周方向のクラックで 幅2mm 未満
		陶管	円周方向のクラックで その長さが円周の 2/3以上	円周方向のクラックで その長さが円周の 2/3未満	—
管一本ごと	管の継手ズレ		脱 却	鉄筋コンクリート管等： 70mm 以上 陶 管：50mm 以上	鉄筋コンクリート管等： 70mm 未満 陶 管：50mm 未満
	浸入水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	取付け管の突出し		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
	モルタル付着		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満